

# 法令等の改正

労働者災害補償保険における労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号）及び労災保険における看護料算定基準について（昭和62年3月12日付け基発第132号）の一部が改正されたことに伴い、今般、当基金の療養に要する費用の算定基準を定めた「療養費用算定基準細目」（昭和63年9月1日付け消基発第305号）の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせします。

## 1 改正の概要

### 1 診療に要する費用の算定基準について

- (1) 振動障害に係る検査料及び皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼの取扱いについて、加えたこと。
- (2) 入院室料加算について、その地域区分を平成26年3月5日付け保医発0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8に定める地域に準じているところ、今般、人事院規則9-49に定める支給地域及び当該地域に準じる地域が改正されたことに伴い、当該通知が全部改正されたことから、地域区分の根拠となる通知の変更を行うものであること。
- (3) 病衣貸与料について、算定基準に定められている病衣貸与料と医療機関で定める病衣貸与に係る料金との差額が認められたことから、医療機関の負担を軽減するため、点数の引き上げを行ったものであること。
- (4) 救急医療管理加算について、一次救急を担当する医療機関の救急医療体制の充実を図るため、救急医療管理加算（入院外）について料金の引上げを行ったものであること。
- (5) リハビリテーション
  - ① 今般の診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）の改正（以下「診療報酬の改正」という。）により、疾患別リハビリテーション料が改定されたことに伴い、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の点数を見直し、診療報酬の改正と同点数を引き上げたものであること。
  - ② 診療報酬の改正により、脳血管疾患等リハビリテーション料から独立して廃用症候群リハビリテーション料が新たに設けられたが、基準細目においては現行どおり、廃用症候群リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを実施した場合は脳血管疾患等リハビリテーション料の点数と同点の評価を行い、算定するものであること。
  - ③ 診療報酬の改正により、理学療法士、作業療法士等が入院中の患者に対して医療機関外において疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）を算定するリハビリテーション（訓練）を行った場合に所定点数を算定できるとされたことに伴い、労災保険においては、医療機関外において行ったリハビリテーション（訓練）について疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）を算定できる場合にADL加算を算定できるとしたこと。

#### (6) 職業復帰訪問指導料

- ① 算定の対象となる傷病者について、入院を伴わない長期療養者に対する職業復帰支援の充実を図るため、入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者であって就労が可能と医師が認める者を加えるとともに、所定点数を見直し引き上げを行ったものであること。
  - ② 医療機関と事業主の連携による傷病者の早期職業復帰を促進するため、職業復帰訪問指導料を算定できる訪問指導（以下「訪問指導」という。）を実施した日又は訪問指導に基づき後日に傷病労働者のうち入院患者が職業復帰を予定している事業場において訓練（当該事業場を目的地とする移動手手段の獲得訓練を含む。）を行った場合であって、本細目に定める算定要件を満たした場合には、職業復帰訪問指導料の算定1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を加算して算定できるものとしたこと。
- (7) 術中透視装置使用加算について、傷病者の早期職場復帰の観点から、対象部位に舟状骨以外の手根骨を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。
- (8) その他必要な字句の整理を行ったこと。

## 2 付添看護に要する費用の算定基準について

看護料の地域区分について、上記1の(2)と同様であること。

## 2 適用日

改正後の診療に要する費用の算定基準及び付添看護に要する費用の算定基準は、平成28年4月1日以降の診療及び付添看護に係るものから適用すること。

## 3 その他

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。